令和5年度第1回袖ケ浦市国民健康保険運営協議会

- 1 開催日時 令和5年5月11日(木) 午後2時開会
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所 北庁舎2階会議室
- 3 出席委員

会 長	小島 直子	委 員	保坂 勝美
委 員	服部 俊郎	委 員	進藤 英暁
委 員	大嶋 厚美	委 員	守尾 友宏
委 員	島村 佳伸	委 員	栗林 典代
委 員	佐久間 京子	委 員	中村 武仁
委 員	牧野 喜美代	委 員	藤井 希和

(欠席委員)

会長代理	在原	緑
------	----	---

4 出席職員

市長	粕谷	智浩	市民子育で部 部長	千田	和也
市民子育て部 次長	加藤	寿起	保険年金課 副参事	重田	裕子
保険年金課 副課長	大田	歩			

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (諮問)
- (2) その他

7 議事

事務局(大田)

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいなか、ご出 席をいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第1回袖 ケ浦市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

ご報告いたします。

本日、公益代表の在原委員から、都合により欠席するとのご報告を受けております。

ただいま、委員13名中、12名が出席されております。 従いまして、袖ケ浦市国民健康保険条例施行規則第8条の規 定により、定足数に達しておりますので、本会は成立してお りますことをご報告いたします。

なお、本日の進行は、大田が務めさせていただきます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元に配布させていただきました次第に 沿いまして、進行させていただきます。

はじめに、辞令交付を行います。

加藤次長

工場連絡会様からのご推薦により、被用者保険代表委員の 改選がございましたので、市長より、辞令を交付いたします。 お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立くださ い。進藤英暁様。

粕谷市長 (辞令交付)

事務局 会議に先立ちまして、小島会長よりご挨拶をお願いいたし (大田) ます。

小島会長 (小島会長あいさつ)

事 務 局 小島会長、ありがとうございました。 (大田) 続きまして、粕谷市長よりご挨拶申し上げます。

粕 谷 市 長 (粕谷市長あいさつ)

事務局(大田)

それでは、本日の議題であります、「袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、市長から会長へ諮問をさせていただきます。

会長、市長、ご起立願います。

(粕谷市長が諮問書を読み上げ、小島会長に手渡す)

事務局(大田)

ありがとうございました。誠に恐縮ですが、市長は別の公 務のため、ここで退席とさせていただきます。

(粕谷市長、退席)

事務局(大田)

議事に入ります前に、今年度初めての会議でございますので、出席しております職員について紹介をさせていただきます。

加藤次長

それでは、私の方から、本日出席しております職員を紹介 させていただきます。

(千田市民子育て部長以下、出席職員を紹介する)

事 務 局 (大田) 続きまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料は、本日お手元に配布しております、会議次第、袖ケ浦市国民健康保険税条例新旧対照表、席次表、委員名簿・職員名簿、また、事前に配布させていただいております、資料1袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部改正の概要、参考資料となっております。

以上が、本日の資料となります。お手元に無い資料はございませんでしょうか。

配布漏れ等はないようですので、ただいまから議事に入ら せていただきます。

それでは、袖ケ浦市国民健康保険条例施行規則第6条の規 定により、会長が本会の議長を務めることとなっておりま す。これより先は、小島会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

小島会長 それでは、規定により、本日の議長を務めさせていただき (議長として) ます。

> なお、本日の会議録につきましては、発言者の氏名を記載 の上、公開してまいりますので、ご了承願います。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議題1でありますが、先ほど、市長から諮問のございました、「袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

事務局の説明を求めます。

重田副参事

議題1「袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」説明をさせていただきます。

それでは内容の説明に入らせていただく前に、国民健康保 険税がどのように決まっていくのか、説明させていただきま す。

参考でお配りしていますA4横版の資料をご覧ください。

平成30年の国民健康保険の広域化後、国保財政の運営主体であります千葉県におきまして、市町村ごとの標準保険料率が示され、それを参考に、市が保険税率いわゆる按分率を決定しております。本市におきましては、令和4年度に所得割按分率の改定を行ったところであります。

資料の上段の表ですが、所得割につきましては所得に応じて計算されるものでございます。その下の均等割につきましては、加入者数に応じて計算されるものでございます。その下の平等割につきましては、世帯に対しいくらと計算されるものでございます。

中段の表になりますが、それぞれの区分の額を医療保険 分、後期高齢者支援金分、介護保険分とそれぞれ計算しまして、一世帯あたりの保険税が決まってきます。

上段の表に戻っていただき、それぞれの区分に限度額が設けられておりまして、医療保険分には65万円の限度額が設けられています。これは年度において課税される保険税の限度額になっておりまして、医療保険分で65万円、後期高齢者支援金分で20万円、介護保険分で17万円となっております。

また、保険税を軽減する措置として、一定の所得に該当する世帯につきましては、保険税のうち所得割と平等割額が7割、5割、2割に軽減される制度がございます。

続きまして、制度の内容の説明に入らせていただきます。 資料1をご覧ください。

概要でございますが、令和5年度税制改正により、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額の見直し、被保険者に関わる均等割額、世帯別平等割額の5割、2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の見直しが実施されたことに伴いまして、本市の国保税条例においても、所要の改正を図るものでございます。

1番の課税限度額の見直しです。こちらは、保険税負担の 公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図るための改正 で、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の20万円から 2万円引き上げて、22万円とするものでございます。

2番目の軽減判定所得の見直しでございますが、こちらは、物価上昇等の経済的動向を踏まえ、低所得世帯の負担軽減の措置として、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する判定所得基準額について、表に記載のとおり、5割軽減におきまして、被保険者数に乗じる基準額を、28万5千円から29万円に、2割軽減におきましては52万円から53万5千円にするものでございます。

下の丸のところを見ていただきますと、軽減判定所得の見直しに伴う財源については、保険税軽減相当額を公費で補てんする制度がありますので、引き上げに伴い見込まれる保険税の減収分のうち、県が4分の3に相当する金額を、市が4分の1に相当する金額を負担することとなっております。

なお、参考に記載させていただきましたが、按分率の改定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和4年度に按分率の改定を行いました。袖ケ浦市国民健康保険財政運営方針におきまして、改定につきましては原則2年周期としておりますので、令和5年度に按分率の改定は実施いたしません。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらは、課税限度額の見直しの影響額等の見込みとなっております。

上段の表の上から2段目、後期高齢者支援金分、こちらは2万円分の引き上げがございますが、その影響を受ける世帯につきましては、14世帯の減、金額にしますと約155万円の減となっております。

下のイメージ図をご覧いただきますと、課税限度額を超過する額につきましては減少いたします。その分保険税の課税額が増加することとなります。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは軽減判定所得の見直しの影響額等の見込みとなっております。

上段の表の上から2段目、5割軽減世帯につきましては、16世帯の増、軽減税額といたしまして、61万8,625円の増、3段目、2割軽減世帯につきましては、40世帯の増、軽減税額につきましては、75万4,400円の増、合計といたしましては、56世帯の増、軽減税額につきましては、137万3,025円増となります。

下段の表ですが、軽減税額が増加する分、保険税の課税額が減少することとなっております。減少分につきましては、概要でご説明したとおり、公費で補てんされることとなっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終了いたします。

なお、今回配布させていただきました新旧対照表がございます。こちらが制度改正の内容になっておりますので、後ほど確認していただきたいと思います。以上でございます。

小 島 会 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はござい (議長として) ませんか。

守尾委員。

守 尾 委 員 この改正というのは、物価の上昇や生活弱者を保護するために勘案し、弱者救済の立場から取られた措置と考えてよろしいのでしょうか。

小島会長 事務局お願いします。(議長として)

加藤次長

そのとおりです。まずこの軽減判定所得というものに関しましては、おっしゃったとおり物価上昇等の影響が大変大きくございまして、低所得者の負担をいかに軽減させるかというところでまず行われたものでございます。一方で、限度額の引き上げにつきましては、高所得の世帯の方々には、応分の負担を求めていこうというものがございまして、(引き上げ幅については)社会保険等他法の保険者も見ながら2万円と決められているのですが、応分の負担というところで増やさせていただいたところでございます。

守尾委員

このような措置は、全国的に足並み揃って行っているので しょうか。

加藤次長

はい。おっしゃるとおりです。まず軽減については、軒並み同じタイミングになってございます。一方で限度額を引き上げるタイミングというのは、当市のような同じタイミングで上げるところもあれば、1年遅れてというところもございます。大概は同じ形で上げていく傾向になってございます。

守尾委員 ありがとうございます。

小 島 会 長 他に質疑はございませんか。 (議長として) 進藤委員。

進藤委員

今日初めて参加させていただいて勉強しなければいけないなと思うのですが、個人的な質問で申し訳ないのですが、今の守尾委員からの質問の回答に対して、高所得者から徴収しますよというところが大きな原資になってくると思いますが、具体的にいくらぐらいの高所得者から取るような、たとえば2千万円とか3千万円ぐらいの、それぐらい収入がある人だったら多めに税率を取ってもいいとか、そういうのがあるのでしょうか。

加藤次長 今回、2万円の引き上げによる影響のある方がどのくらい かというところでお答えさせていただきますが、だいたい収 入で、夫婦と子供2人の4人世帯ということで答えさせてい ただきますが、だいたい年収で1,100万円ぐらい。所得で950万円ぐらいの世帯が該当になるということになっております。

進藤委員 ありがとうございます。

その高所得者の方々は、保険料が上がりますよという通知 が届くということでしょうか。

加藤次長そうです。

進藤委員そうですよね。わかりました。

あと、現行の102万円が全国的に平均値を上回っているのか。過去として全体的にかなり課税限度額というのは高い方なのにさらに上げるということであれば、こんなに厳しいことはないなと思うですが、ただ、102万円や104万円が妥当なのかどうかというのは、全国的な推移はどうなっているのでしょうか。

加藤次長 今回の改正については、最初に申し上げたとおり、地方税 法施行令の改正を受けての改正でございます。私共はそれを 基に軽減判定や賦課限度額など、あらかじめ上位法で決めら

れているところがございますので、それに合わせる形で今回改正させていただくというところでございます。全国的にも

同じような形になります。

進藤委員 わかりました。では国の方で、ある程度の規定の設定がさ

れていて、それに忠実に行っていくという。いわゆるそこが、 大本が変わってきているので、全体的に限度額が上がると。 それで結果的に弱者の方々がさらに過ごしやすくなるよう

な仕組みになっているということですね。わかりました。あ

りがとうございます。

小島会長 他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

(議長として)

小 島 会 長 ないようですので、採決を取ります。

(議長として) 議題1「袖ケ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について」、賛成される方の挙手をお願いいたしま す。

(全員賛成)

小島会長 全員賛成でございますので、議題1「袖ケ浦市国民健康保 (議長として) 険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、可決し ました。

> なお、本件につきましては、「原案のとおり承認する。」と いうことで、市に答申書を提出しなければなりません。この 答申書につきましては、私に一任させていただいて、よろし いでしょうか。

(異議なしの声)

小島会長 「異議なし」ということでございますので、後日、答申書 (議長として) を作成のうえ、市に提出させていただきます。

> 議題2その他として、委員の皆様から何かございますか。 他にないようですので、以上をもちまして、予定されてお りました議題はすべて終了いたしました。

> 議事の進行にあたり、皆様のご協力に対しまして感謝申し 上げます。

長時間にわたり、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。

議事進行ありがとうございました。 事 務 局

> 続きまして、今後の国民健康保険運営協議会の日程等につ いて、事務局より連絡させていただきます。

> 今年度は、本日を含め年4回の開催を予定しております。 次の会議は、8月に、令和4年度国民健康保険特別会計の 決算について審議していただく予定でございます。なお、同 日に運営協議会委員の委員研修会を予定しております。

> 続きまして、11月中旬ごろ、通称データヘルス計画の策 定に向け、委員の皆様にご助言をいただきたく会議を開催い

(大田)

たします。

その後、年明けの2月初旬に、次年度の国民健康保険特別 会計当初予算案及び財政運営方針案を議題として、会議を開 催する予定でございます。

詳しい日程等につきましては、改めて連絡させていただき ますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第1回袖ケ浦市国民健康保 険運営協議会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時30分閉会